

暗号資産の税務について

～所得計算の留意点から最新の暗号資産の税務調査の現状及びステーブルコインと電子決済手段等について～



東京税理士会 立川支部
一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 準会員

たまらん坂税理士法人 代表社員 税理士 坂本 新

自己紹介

- 坂本 新(さかもと しん)
- たまらん坂税理士法人代表社員・日本暗号資産ビジネス協会準会員
- 平成4年、東京国税局に入局。(平成22年～23年法務省大臣官房 租税訟務課 出向)

平成29年7月、50歳となったことを契機に暗号資産を得意とする税理士になるため東京国税局を離職。同年から暗号資産ホルダーに対し、暗号資産の税金説明会を開くなど活動をする一方、東京都国立市に「たまらん坂税理士法人」を設立。代表社員に就任。税理士向けの研修講師、個人・法人のクライアントサービス、暗号資産の税務調査等幅広く活動している。

一方で、山梨県忍野村にある「忍野八海」に投げ込まれるコイン(硬貨)を潜水回収するボランティア活動を主催し「税理士ダイバー」として活動している。

- 日本経済新聞 朝刊「ビットコインに破産法の壁」コメント提供 (2024年8月26日)
- オリックス銀行コラム「暗号資産にかかる税金とは」 (2024年 5 月23日)
- 週刊エコノミスト「上がる金&暗号資産」 (2024年 2 月20日)
- 週刊エコノミスト「税務調査完全復活」 (2024年 1 月23日)
- NFT Media 「あの人が選ぶWeb3/NFTニュース！」 (2023年12月30日)
- 「暗号資産（仮想通貨）にかかる税金とは確定申告が必要なケースや計算方法を解説」 (2023年5月23日)
- 読売新聞朝刊「暗号資産の脱税・監視強化」 (2023年5月16日)
- 週刊エコノミスト「うっかり申告漏れの恐怖ゲーム内通貨原則課税へ」 (2023年2月21日)
- 週刊東洋経済「大儲けステップンを襲う重税」 (2023年2月4日)
- テレビ朝日「グッド・モーニング」出演 (2024年9月11日)
- フジテレビ「FNNプライムオンライン」出演 (2024年9月10日)
- TBSテレビ「ひるおび」出演 (2024年6月27日)
- 日本テレビ「ミヤネ屋」出演 (2024年6月26日)
- FMラジオ ナックファイブ アロハ太郎goodrackmorningビューティフルワーズ (2023年12月15日)
- 読売新聞オンライン Yahooニュース
「税理士ダイバー、富士山忍野八海から硬貨3万5000枚回収投げ銭なくならず」 (2023年11月27日)



読売新聞オンライン Yahooニュース

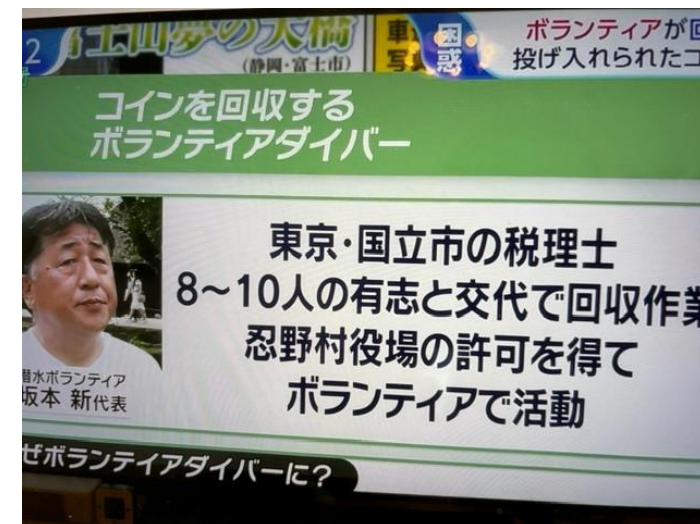


TBSテレビ「ひるおび」



テレビ朝日アド街ック天国

朝日新聞
読売新聞
山梨日々新聞等
多数のメディアに出演



ビートたけしのTVタックル

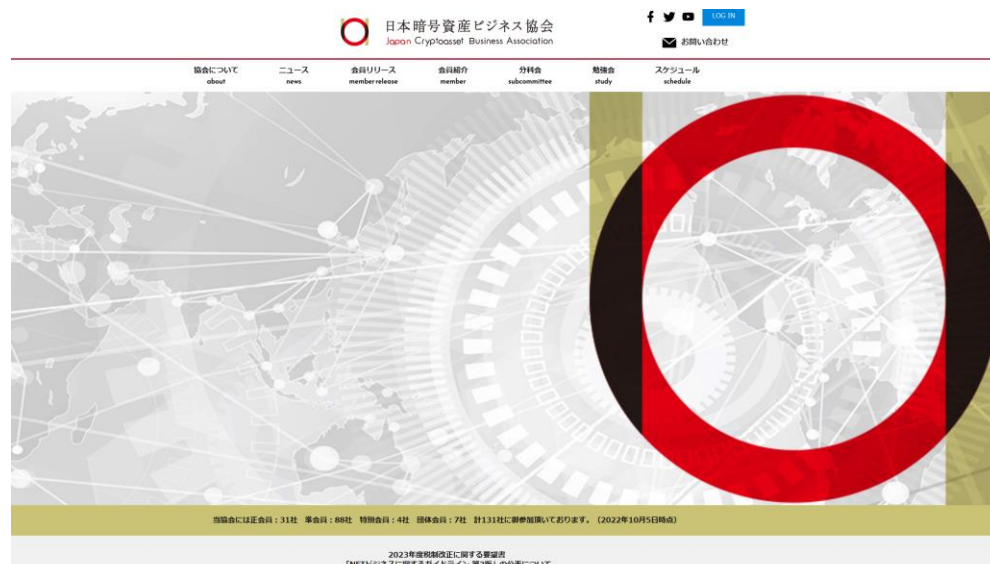


2024年 9 月 6 日 発売



2024年 3 月21日 発売

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会



ABOUT

協会概要

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会（旧 日本仮想通貨ビジネス協会、日本仮想通貨事業者協会）は、暗号資産交換業者、ブロックチェーン・Web3.0関連事業者、システム・セキュリティ関連事業者、金融商品取引業者等の事業者が、日本国内において暗号資産ビジネスをはじめるとに当たり、テクノロジー・税務会計・レギュレーション・商慣行などの面から会員間の知見集約、意見交換を行い、国内外の情報や業界課題の調査・研究、政策提言、ひいては業界の健全な発展を促進することを目的に活動しております。

たまらん坂税理士法人は、税理士法人で一番最初に参加



講座の内容・講義の目標

- 1 暗号資産の現状
- 2 暗号資産の税務について（国税庁FAQの総括）
- 3 令和5年6月施行改正資金決済法とステーブルコイン
- 4 ステーブルコイン（JPYC等）が変える今後の資金決済
- 5 電子決済手段が税務に与える影響
- 6 暗号資産（仮想通貨）の税務調査最新情報

GOAL：ステーブルコイン（電子決済手段等）の理解

- 暗号資産ビジネス協会の令和7年度改正についての要望（暗号資産取引業協会と同じ）

所得税：所得区分の見直しと分離課税

- 暗号資産の実態を踏まえた税制を構築する観点から、雑所得以外の所得区分がありうることを明らかにすること
- その上で、20%の申告分離課税、損失繰越控除（3年間）を要望
- 暗号資産デリバティブ取引についても同様

所得税：寄附

- 一律に現行所得税法40条及び同法施行令87条を適用することをやめる
- 所得税法第59条や租税特別措置法40条の適用を含めて、暗号資産による寄附を阻害しない税制とする

資産税

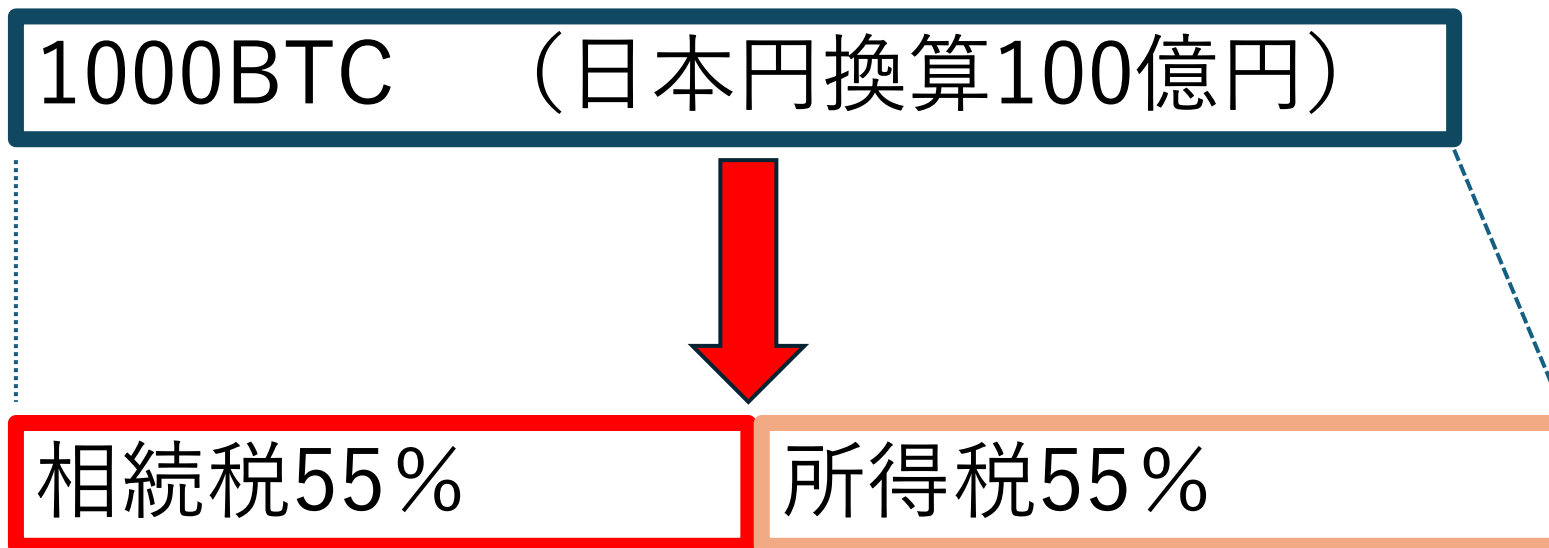
- 相続した暗号資産の譲渡による所得を取得費加算の特例対象とする
- 相続財産評価に過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可

暗号資産同士の交換

- 暗号資産同士の交換時には課税せず、法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とする

出典：一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会 第18回税制部会資料

暗号資産100億円問題



問題点

- ①相続により取得した暗号資産の譲渡時の譲渡原価の計算について、取得費加算の特例の対象外。
- ②相続財産評価は、相続日の最終価額。

暗号資産ビジネス協会の要望

- ①相続により取得した暗号資産の譲渡時による所得を取得費加算の特例の対象とする。
- ②相続財産評価は、相続日の過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可能とする。

1 暗号資産の現状

ビットコイン (BTC) の価額推移



チャート出典：CoinGecko

急増する暗号資産口座数

暗号資産取引業協会
2024年9月2日公表
暗号資産の全体口座数

2024年7月末時点
1071万 口座

2019年1月末時点
280万 口座



(参考) 日本証券業協会公表
全国証券会社主要勘定及び顧客口座数

- 2024年3月時点
- 約3600万口座

暗号資産の最近の動向

- 2024/10/9 米ブラックロックは暗号資産の普及は、ネット・携帯電話を凌駕する勢いと公表
- 2024/9/18 日経新聞は、ステーブルコインの国際決済の実証実験を世界40社が参加と報道
- 2024/9/10 米マイクロストラテジー社は、21年後のBTC価額が1300万ドル（約18億円）と予想
- 2024/8/28 米Henley&Partnersは、100万ドル以上の暗号資産保有者は17万2300人いると公表
- 2024/8/19 米ブラックロックは、ビットコインETFが3兆1393億円で世界の首位と公表
- 2024/7/6 MtGox管財人は、一部債権者に対しBTCによる弁済を実施したと公表、BTC下落
- 2024/6/22 暗号資産、国内上場企業31社が保有と日本経済新聞が公表
- 2024/6/15 米大手資産運用会社Bernsteinは、2025年までに1BTCが20万ドルと予測
- 2024/5/29 TheSandBoxは、DAO（自律分散型組織）の立上げを公表
- 2024/5/28 野村証券・GMOインタネットは、日本でステーブルコインの発行を公表
- 2024/5/24 日本円のJPYC社は、北國銀行と連携に関する共同検討を公表
- 2024/5/17 モルガンスタンレー420億円相当のBTC保有を確認
- 2024/4/12 メルカリの子会社メルコインの口座が200万口座を突破したと公表
- 2024/4/5 ソニー銀行、ステーブルコイン開発に向け実証実験開始

2 暗号資産の税務について（国税庁FAQの総括）【国税庁令和5年12月24日（情報）】

区 分	取扱い
所得税・法人税共通関係	
1-1暗号資産の売却 (暗号資産→日本円)	$\text{売却価額} - \text{暗号資産の取得価額} = \text{所得金額}$ 【関係法令等：所法36、37、48の2、所令119の2、119の5 法法61、法令118の6】
1-2暗号資産での商品の購入 (暗号資産→商品)	$\text{購入した商品の価格} - \text{暗号資産の取得価額} = \text{所得金額}$ 【関係法令等：所法36、37、48の2、所令119の2、119の5 法法61、法令118の6】
1-3暗号資産と暗号資産の交換	$\text{他の暗号資産の時価} - \text{暗号資産の取得価額} = \text{所得金額}$ 【関係法令等：所法36、37、48の2、所令119の2、119の5 法法61、法令118の6】
1-4暗号資産の取得価額 (日本円→暗号資産)	$\text{暗号資産の代金} + \text{購入手数料等} = \text{取得価額}$ 【関係法令等：所法36、37、40、所令119の2、119の5、経理通達2 法法61】
1-5暗号資産の分割（分岐）により新たな暗号資産を取得	新たに暗号資産を取得した時点では所得は生じず（取得金額は0円），その新たな暗号資産を売却又は使用した時点で所得金額が生じる。 【関係法令等：所法36 法法22】
1-6マイニング、ステーキング、レンディングにより暗号資産を取得	$\text{* 取得した暗号資産時価} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$ 【関係法令等：所法27、35、36、37 法法22、22の2】
1-7非居住者又は、外国法人の取引	日本での申告の必要なし。 【関係法令等：所法161、212、所令281 法法138 法令178】

所得税法関係	
2-1収入すべき時期	原則として売却等をした暗号資産の引渡しがあった日の属する年分とする。 【関係法令等：所法35、36、 所基通達36-12、36-14】
2-2暗号資産取引の所得区分	原則として雑所得に区分する。 300万円を超える場合 暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がある場合・・・原則として事業所得 暗号資産取引に係る帳簿書類の保存が無い場合・・・原則として雑所得 【関係法令等：所法27、35、36、所基通達35-2】 【令和4年10月7日 「所得税基本通達の制定について」の一部改正について】
2-3暗号資産の必要経費	売却した暗号資産の取得価額 暗号資産の売却のために必要な支出であると認められる部分に限り必要経費に算入することができる。 【関係法令等：所法37、45、48の2 所令96】
2-4暗号資産の譲渡原価	複数の暗号資産を継続的に売買する場合等は、「総平均法」又は「移動平均法」のいずれかにより算出する。【関係法令等：所法48の2、所令119の2】

所得税法関係	
2-5暗号資産の評価方法の届出	「所得税の暗号資産の評価方法の届出書」の提出が必要。提出がないと「総平均法」が適用となる。 * 取得した日に、暗号資産の種類ごとに選定する。 【関係法令等：所法48の2、所令119の2、119の3、119の5、所得税法施行令の一部を改正する政令附則4】
2-6暗号資産の評価方法の変更手続	暗号資産の評価方法を変更する場合には、その新たな評価方法に変更しようとする年の3月15日までに「所得税の暗号資産の評価方法の変更承認申請書」を提出する必要がある。 【関係法令等：所法48の2、所令101、119の2、119の4、所基通達47-16の2、48の2-3】
2-7取得価額・売却価額が分からない場合	暗号資産を購入した際に利用した銀行口座の出入金状況などから価額を確認する。なお、売却した暗号資産の取得価額については、売却価額の5%相当額が認められる。【関係法令等：所基通達48の2-4】
2-8年間取引報告書を活用した暗号資産の所得金額の計算	暗号資産取引所から発行される年間取引報告書のデータを入力することで計算する。
2-9取引所の年間取引報告書の記載内容	年間取引報告書には、年間の売買に係る各種数値が記載されている。

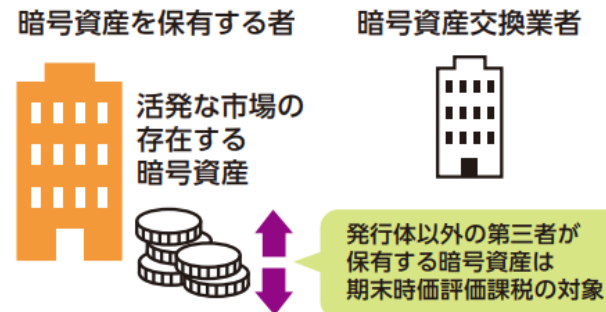
所得税法関係	
2-10暗号資産を（無償）低額譲渡した場合の取扱い	譲渡対価の額とその譲渡時の価額の差額のうち実質的に贈与したと認められる金額を雑所得等の総収入金額に算入する必要がある。 H31以降の贈与は、雑所得の総収入額に算入する必要がある。 【関係法令等：所法40、所令87、所基通達40-2、40-3】
2-11暗号資産で損失が発生した場合の取扱い	雑所得の金額の計算上生じた損失については、給与所得など他の所得から差し引く（通算する）ことはできない。 【関係法令等：所法69】
2-12暗号資産の証拠金取引	暗号資産の証拠金取引は、申告分離課税の対象とはならない。 【関係法令等：所法35、措法41の14】
2-13暗号資産の信用取引	暗号資産の売付け（買付け）をし、その後にその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付け（売付け）をして決済をした場合における所得金額は、暗号資産の譲渡により通常得るべき対価の額（売付け価額）とその買付けに係る暗号資産の対価の額（買付け価額）との差額となる。なお、暗号資産信用取引を行った場合の所得については、その取引の決済の日の属する年分の所得となる。 【関係法令等：所令119の7、所基通達36・37共-22】

(5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税の見直し

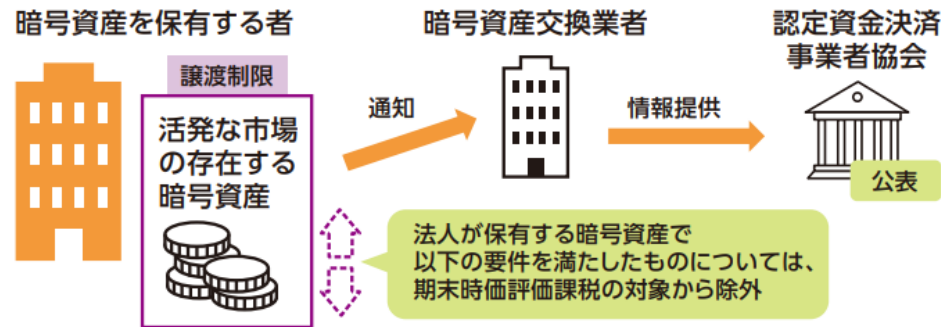
■法人が有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、期末に時価評価することとされ、評価損益は課税対象とされています。

■このうち、自己が発行した暗号資産で一定のものについては、期末時価評価課税の対象外とされていますが、今般、発行者以外の第三者が継続保有する暗号資産についても、一定の要件の下、期末時価評価課税を不要とします。

【改正前】



【改正後】



【要件】

- ① 他者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
- ② ①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

- 背景：**
- 企業における暗号資産の保有目的は多様化
 - 自社発行トークンを保有するWeb3.0関連スタートアップも

しかし現状の取扱いは…

保有目的にかかわらず、
一律で期末時価評価課税の
対象

自社発行トークンも
期末時価評価課税の対象

担税力なく税負担

投資の障害

有力企業の海外流出

出典：暗号資産ビジネス協会「2023年度税制改正要望書」

法人税関係	
3-1-1★暗号資産の譲渡損益の計上時期	暗号資産の売却等に係る契約をした日（約定日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することになる。 （商品の購入も含む） 【関係法令等：法法61】
3-1-2暗号資産の譲渡原価	暗号資産の1単位当たりの帳簿価額×その譲渡をした暗号資産の数量＝譲渡原価 （法定評価方法：移動平均法） 【関係法令等：法法61、法令118の6】
3-1-3★暗号資産の期末時価評価	法人が事業年度終了の時ににおいて有する暗号資産（活発な市場が存在する暗号資産（以下、「市場暗号資産」という。）に限るものとし、*特定自己発行暗号資産を除く。）については、時価法により評価した金額をもってその評価額とする必要がある。また、この評価損益は、翌事業年度で洗替処理することになる。【関係法令等：法法61、法令118の7、118の8、118の9、法規26の10】

* 特定自己発行暗号資産とは、法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であって、その時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されえている一定のものをいう。

法人税関係	
3-1-4★活発な市場が存在する暗号資産	①継続的に売買価格等が公表され、かつ、その公表されている売買価格等がその暗号資産の売買価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること。 ②継続的に上記①の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること。 ③次の要件のいずれかに該当すること。 イ 上記①の売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること。 ロ 上記②の取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと。【関係法令等：法法61、法令118の7】
3-1-5★DEXにおいて取引される暗号資産の期末時価評価	活発な市場が存在する暗号資産に該当する場合には、期末時価評価の対象となる。 * DEXが市場の範囲に含まれるかについては疑問が生じるところと明記【関係法令等：法法61、法令118の7、法令118の8】
3-1-6★ステーキングのためにロックアップした暗号資産の期末時価評価	法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する。 【関係法令等：法法61、法令118の7】

法人税関係	
3-1-7★貸付けをした暗号資産の期末時価評価	法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する。 【関係法令等：法法61、法令118の7】
3-1-8★借入をした暗号資産の期末時価評価	法人税法上の期末時価評価の 対象となり得ますが 、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する 必要はない 。 【関係法令等：法法61、法令118の7】
3-1-9★特定自己発行暗号資産に該当する暗号資産	秘密鍵の保管期間が満了するまでは特定自己発行暗号資産に該当するため、保管期間中に到来する事業年度終了時においては時価評価する 必要はない 。 【関係法令等：法法61、法令118の7、法規26の10、法基通達2－3－67の2】

法人税関係	
3-1-10★複数の事業者が共同発行する暗号資産	割当てを受ける暗号資産のうち、割当ての時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている一定のものに該当するものは、特定自己発行暗号資産となる。 【関係法令等：法法61、法令118の7、法規26の10】
3-1-11★暗号資産信用取引を行った場合	$\text{売付け価額} - \text{買付け価額} = \text{所得の金額}$ * いわゆる暗号資産FX取引、暗号資産先物取引は、暗号資産信用取引ではなくデリバティブ取引に該当 【関係法令等：法法61、61の5、法令118の6、法基通達2-3-62】
3-1-12★暗号資産信用取引の譲渡損益の計上時期	①暗号資産の売付けをし、その後にその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをして決済するものは、その決済に係る買付けの契約をした日 ②暗号資産の買付けをし、その後にその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の売付けをして決済するものは、その決済に係る売付けの契約をした日 【関係法令等：法法61、法規26の9、法基通達2-1-21の14】

法人税関係	
3-1-13★暗号資産信用取引に係るみなし決済損益額	法人が暗号資産信用取引を行った場合で、事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、事業年度終了の時に決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。 【関係法令等：法法61、法令118の12、法規26の11】
3-2-1★電子決済手段の取得時の課税関係	電子決済手段の券面額に基づく価額が税務上の取得価額となる。 【関係法令等：法法22④、37】
3-2-2★電子決済手段の譲渡時の課税関係	電子決済手段を第三者に譲渡した場合において、第三者から受け取った対価の額と電子決済手段の帳簿価額に差額がある場合には、電子決済手段を移転した事業年度において、譲渡損益の額を所得金額の計算上益金の額又は損金の額に算入する。 【関係法令等：法法22④、22の2、37】

法人税関係	
3-2-3★電子決済手段の期末時の課税関係	期末に有する電子決済手段について、時価評価する必要はない。 【関係法令等：法法52①②、法人税基本通達11-2-18】
3-2-4★外貨建電子決済手段の期末時の課税関係	外貨建電子決済手段の期末における換算方法は、期末時換算法又は発生時換算法のいずれかを選定することとされ、その期末における換算方法を選択しなかった場合には、発生時換算法により換算する。 【関係法令等：法法61の9、法令122の4～122の7】

相続税関係・贈与税・源泉所得税関係・消費税関係

相続税・贈与税関係	
4-1 暗号資産を相続 や贈与で取得した 場合	被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与した場合には、相続税 又は贈与税が課税される。 【関係法令等：相法2、2の2、相基通達11の2-1】
4-2相続等により暗号 資産を取得した場合 の評価	暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価する。 評価通達5（評価方法の定めのない財産の評価）の定めに基づき、評価通達 に定める評価方法に準じて評価する。【相続日及び贈与時の時価で評価】 【関係法令等：評価通達4-3、5】
源泉所得税関係	
5-1暗号資産による 給与等の支払	源泉徴収義務者である場合、暗号資産による給与の支払分も源泉徴収税額の 計算を行う。【関係法令等：所法28、36、183】
消費税関係	
6-1★暗号資産を譲渡 した場合の消費税	国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産の譲渡には、消費税は課税されな い。＊支払手数料は課税対象 【関係法令等：消法6①、30、別表1二 消令9④、48②】
6-2★暗号資産の貸付 けによる利用料	利用料を対価とする暗号資産の貸付けには、消費税が賦課される。 ＊電子決済手段の貸付けも同様 【関係法令等：消法2①八、4①、6①、別表第1消令9④】

法定調書関係	
7-1★財産債務調書への暗号資産の記載	国外の暗号資産も、財産債務調書へ記載の対象となる。 ＊暗号資産の所在が国内・国外かについては、記載の要否に影響はない。 【関係法令等：国外送金等調書法6の2①、国外送金等調書令12の2⑧】
7-2★財産債務への暗号資産価額の記載方法	暗号資産交換業者が公表する12月31日における取引価格を時価として記載する。時価による算定が困難な場合は、取引状況に応じて、合理的な方法により算定した価額を見積価額として記載する。 【関係法令等：国外送金等調書法6の2③、国外送金等調書令12の2②】
7-3国外財産調書への記載の要否	国内に居住し、国外の暗号資産取引所に暗号資産を保有している場合は、国外財産調書への記載の対象にはならない。 財産債務調書への記載の対象となる。 【関係法令等：国外送金等調書法5、国外送金等調書令10⑦】

法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて（情報）【令和5年1月20日】

区 分	取扱い
法人税関係	
1 暗号資産の期末評価	時価法により評価した金額をもってその時における評価額とする 【関係法令等：法法61 法令118の7、118の8、118の9】
2 期末時価評価の対象となる活発な市場が存在する暗号資産	①継続的に売買価額が公表されている ②十分な数量の売買及び十分な頻度の取引 ③上記①の売買価額の公表がその法人以外に者によるもの 上記②その法人による自己の計算でないもの 【関係法令等：法法61 法令118の7】
3 DEXにおいて取引される暗号資産	活発な市場が存在する暗号資産に該当する場合は、期末時価評価の対象となる 【関係法令等：法法61 法令118の7、118の8】

区 分	取扱い
法人税関係	
4 ステーキングのためにロックアップした暗号資産の期末時価評価	ロックアップ中でもステーキング報酬を受けていることから、法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する 【関係法令等：法法61 法令118の7】
5 貸付けをした暗号資産の時価評価	貸付け期間中でも収益を得ることができることから、法人税法上の期末時価評価の対象となり、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する 【関係法令等：法法61 法令118の7】
6 借入れをした暗号資産の期末評価	法人税法上の期末時価評価の対象となりえますが、借入れは、税法上「有する」ことにならないことから、評価額と帳簿価額との差額を益金の額又は損金の額に算入する必要はない 【関係法令等：法法61 法令118の7】

3 令和5年6月施行改正資金決済法とステーブルコイン

令和6年経済財政運営と改革の基本方針2024（2024年6月内閣府特命担当大臣）

社会課題への対応

貿易DX

経済産業省	財務省
国土交通省	法務省
総務省	デジタル庁

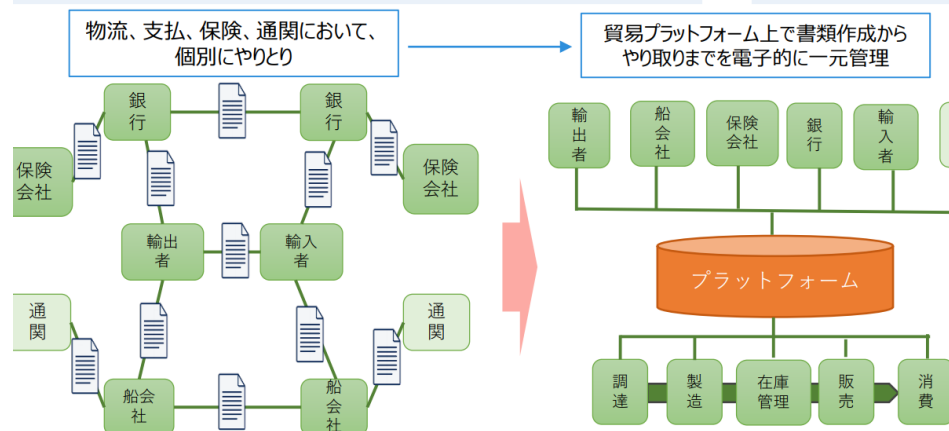
- 紙ベースで個別に行われている貿易手続きを、貿易プラットフォーム上で効率的・迅速に処理できるようにし、取引全体を効率化。
- 将来的に、国内の物流DXの動きと連携することで、サプライチェーン全体における商流・物流・金流の効率化・強靱化を推進。

現状・課題

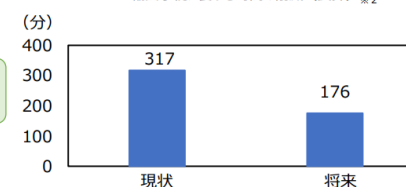
- 国内の貿易実務の多くは、紙ベースで行われ非効率。
- 海外との貿易手続きの多くも個別に紙ベースで行われている。
港湾等において貿易取引に要する時間は、米国14時間、英国33時間に対して、我が国は72時間。^{※1}
- デジタル化による貿易手続きの簡素化・迅速化の余地。

目指す姿

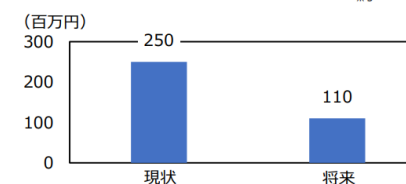
- 輸出手続きにかかる時間的・金銭的コストを低減。
手続きに要する時間は44%減少、コストは56%減少するとの試算。
- レジリエントで高効率なサプライチェーンを構築。
日本の輸出力強化、立地競争力向上につなげる。



輸出手続に要する時間の削減（試算）^{※2}



輸出手続に要するコストの削減（試算）^{※3}



※1 世界銀行「Doing Business Trading Across Borders」より作成。

※2 株式会社トレードワルツ「日本貿易プラットフォームの未来・トレードワルツを題材に」（2023年2月）より作成。

※3 NTTデータ「グローバルサプライチェーンにおける貿易手続きの効率化」INEDO委託報告書（2019年3月）より作成。

2023年6月 1 日施行「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第61号）により「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「**改正資金決済法**」という。）が改正。

改正資金決済法においては、**いわゆるステーブルコイン**のうち、**法定通貨の価値と連動した価格**で発行され券面額と同額で払戻しを約するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「**電子決済手段**」と定義され、また、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制が導入され、必要な規定の整備が行われました。



パラレルな関係

- 資金決済に関する法律第二条 5 項



- 資金決済に関する法律第二条 1 4 項

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値

（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）

であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。

物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値

（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨、通貨建資産並びに電子決済手段（通貨建資産に該当するものを除く。）を除く。次号において同じ。）

であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの。

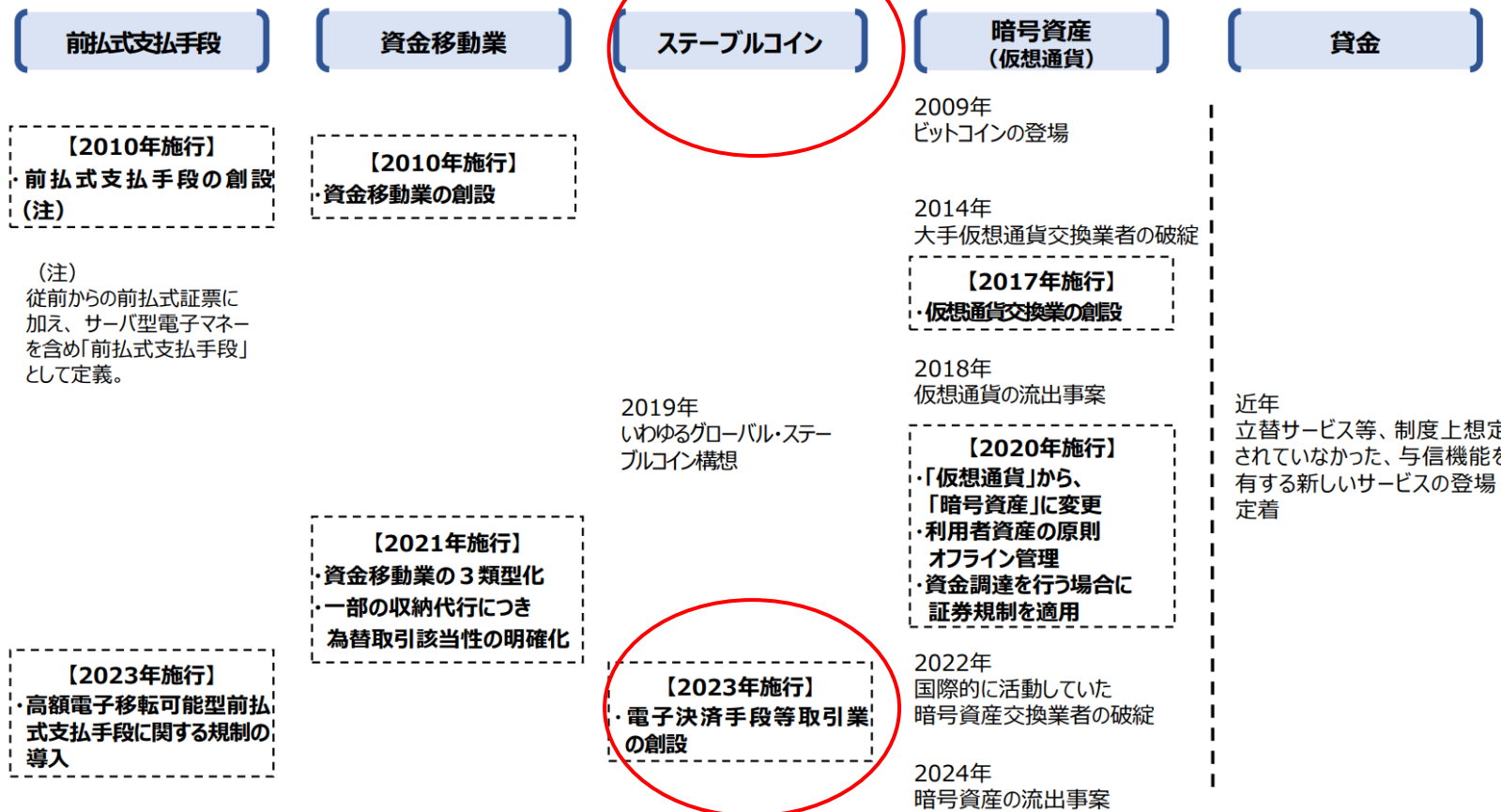
現金とは、手許現金、要求払預金及び特定の**電子決済手段**をいう。

2023年11月17日 企業会計基準第32号（企業会計基準委員会）

特定の電子決済手段とは

特定の電子決済手段は、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第2条第5項第1号から第3号に規定される電子決済手段（外国電子決済手段（電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和5年内閣府令第48号）第30条第1項第5号）については、利用者が電子決済手段等取引業者（資金決済法第2条第12項）に預託しているものに限る。以下同じ。）が該当する。

- 送金・決済サービスの分野では、デジタル化等の経済・社会の変化に応じ、2020年以降、資金移動業の柔構造化、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応を行ってきた。
- このような対応を行ってきた送金・決済サービス分野や、与信サービス分野において、足下では利用者・利用形態の広がりや、近年登場した立替サービス等の新たな金融サービスが見られる。



ステブルコイン

ステブルコインとは安定した価額になるように作られた通貨

暗号資産・・・価額変動が大きいいため決済に使えない。

ステブルコイン・・・法定通貨の値動きに合わせた通貨

- 法定通貨担保型
- 暗号資産担保型
- 無担保型



●●Payとの違いは、
加盟店以外でも利用可

その一部が電子決済手段等に

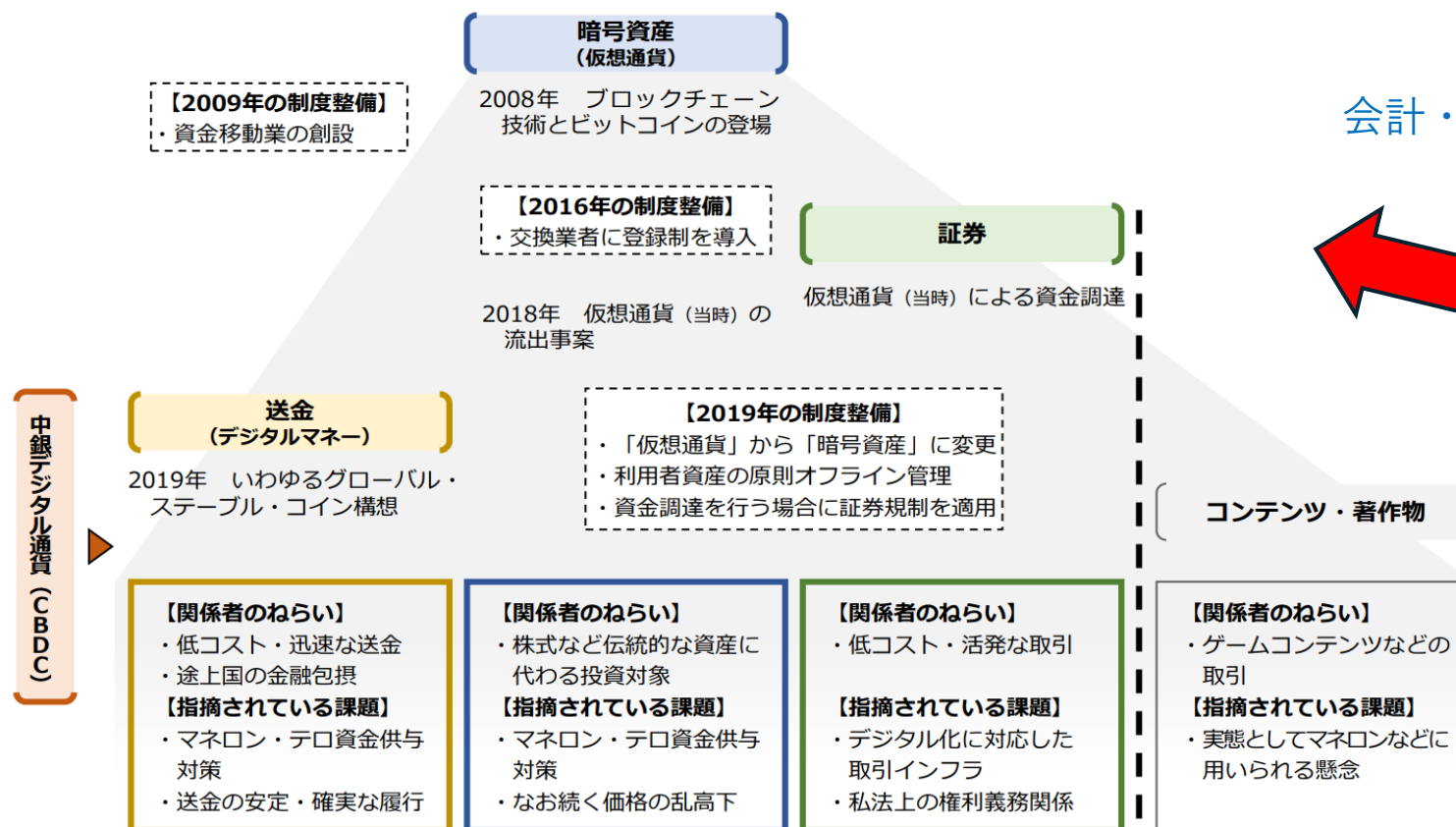
Web3.0が金融を変えるとその後・・・

デジタル・分散型金融への対応のあり方等についての検討

- 社会経済全体のデジタル化が進む中、ブロックチェーン技術の活用を含め、**金融のデジタル化が加速**。
- こうした中、**民間のイノベーションを促進**しつつ、あわせて、**利用者保護などを適切に確保**する観点から、送金手段や証券商品などの**デジタル化への対応のあり方等**を検討する。

金融システムが変わると

会計・税務も変わる。



出典：金融庁「資金決済制度の構築を図るための法律改正案説明資料」

いわゆる法定通貨建てのステーブルコインの分類

らん坂税理士法人

【デジタルマネー類似型】
① 法定通貨の価値と連動した価格（例：1コイン＝1円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）

【暗号資産型】
② 左記以外（アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等）

デジタルマネー（送金・決済の手段）として規律

暗号資産や金融商品として規律

① 【デジタルマネー類似型】（＝電子決済手段）等

発行者

銀行・資金移動業者

（注1）デジタルマネー類似型（＝電子決済手段）及び既存のデジタルマネー（預金・未達債務）の発行・償還は、為替取引に該当。
 現行制度では、銀行・資金移動業者が行うこととされている。
 （注2）発行者に係る規制の在り方は引き続き検討。

今回の法的手当

信託会社

（注3）信託受益権を用いる仕組み。
 【金融商品取引法第2条等】
 【資金決済法第37条の2等】

※マネロン等対策を含め、発行者が自ら行うことは可能

銀行代理業者
 電子決済等代行業者
 金融サービス仲介業者

仲介者 今回の法的手当

電子決済手段等取引業者 等

※利用者保護やマネロン等対策の観点から必要な対応を行う

（注4）取引実態等が類似する暗号資産交換業の規制を参考。
 （注5）マネロンリスクへの対応、発行者と仲介者の責任関係の明確化等を求める。
 【資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24等】
 【銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35等（信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置）】
 【預金保険法第37条等】 【犯罪収益移転防止法第2条等】

② 【暗号資産型】

発行者

—

（注1）即ち暗号資産型の一部について、発行者に開示規制等を導入する規制案を公表。
 （注2）利用実態や諸外国の動向も踏まえ、日本においても規制の在り方について引き続き検討。

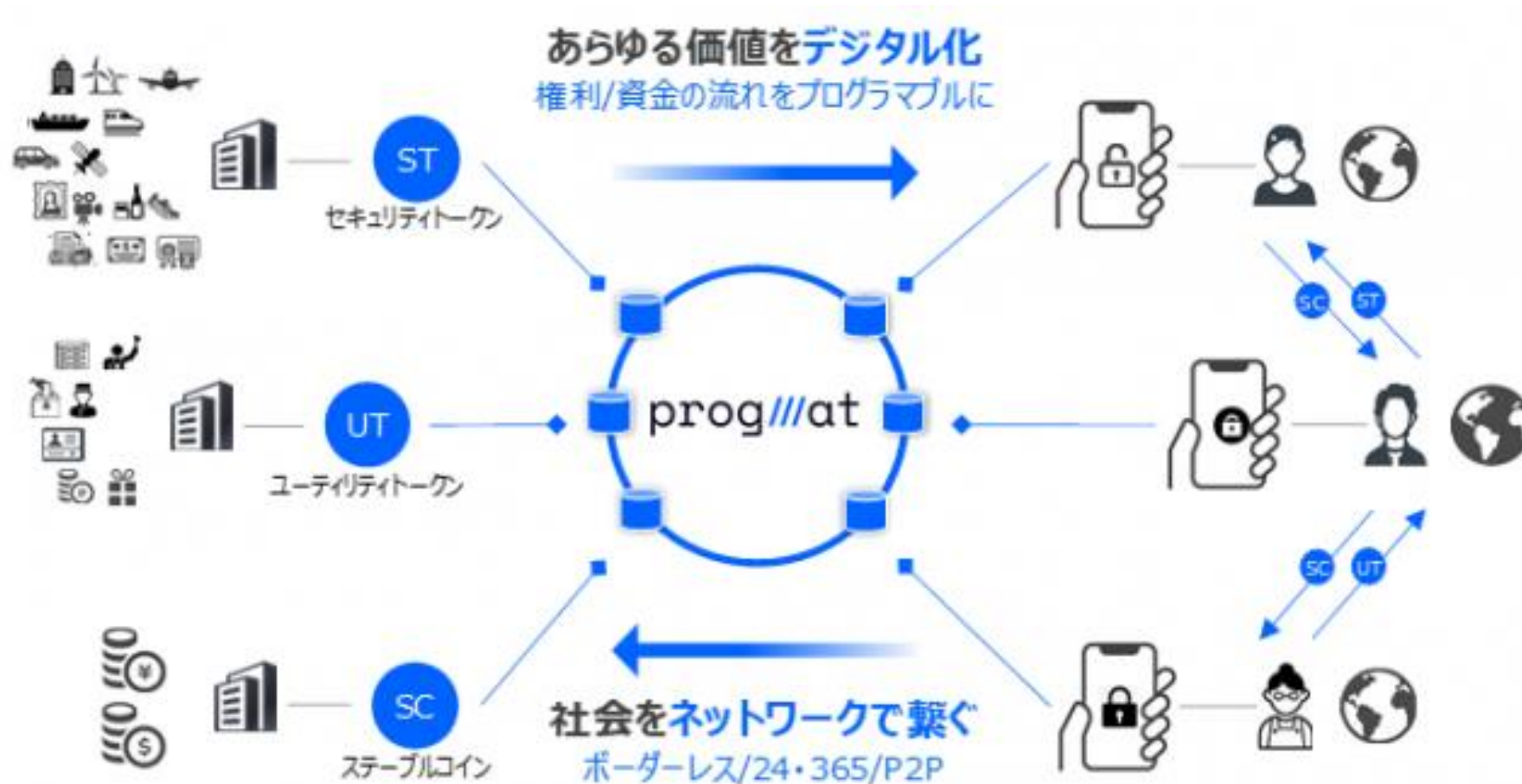
仲介者

暗号資産交換業者

（注3）金融商品取引法が適用される場合もある。

出典：金融庁「資金決済制度の構築を図るための法律改正案説明資料」

MGFGが開発したプログラマ



電子決済手段になるのは、どのステーブルコイン？

JPMコイン JPモルガン・チェース

RLUSD (リップルUSD)



JPYC ((株)JPYC)

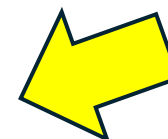
GYEN (ジーエン) GMOインターネット

DCJPY (ディカーレット)

XJPY (Ginco/三菱UFJ信託銀行)

USDC (USDCoin)

USDT (Tether)

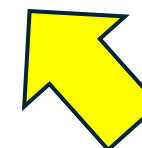


トチカ

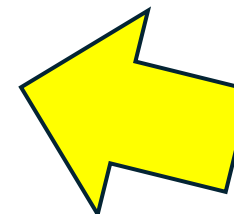
北國銀行が発行
する預金型のス
テールコイン

ZPG

(ジパングコイン)



三井住友銀行



JOC

オリックス銀行
四国銀行・東京きらぼしファインツグループ

PayPal USD (PYUSD)





暗号資産の基軸通貨「ステーブルコイン」の国内流通が解禁に。その利用先として新たに注目されている領域とは？

© MONEY PLUS

カンボジア BAKOG



日本経済新聞 5月31日 ステーブルコイン、日本で国内発行へ1000兆円市場開拓

ソラミツ株式会社 8月8日 CBDCとステーブルコインで、日本と東南アジアの越境決済を実現

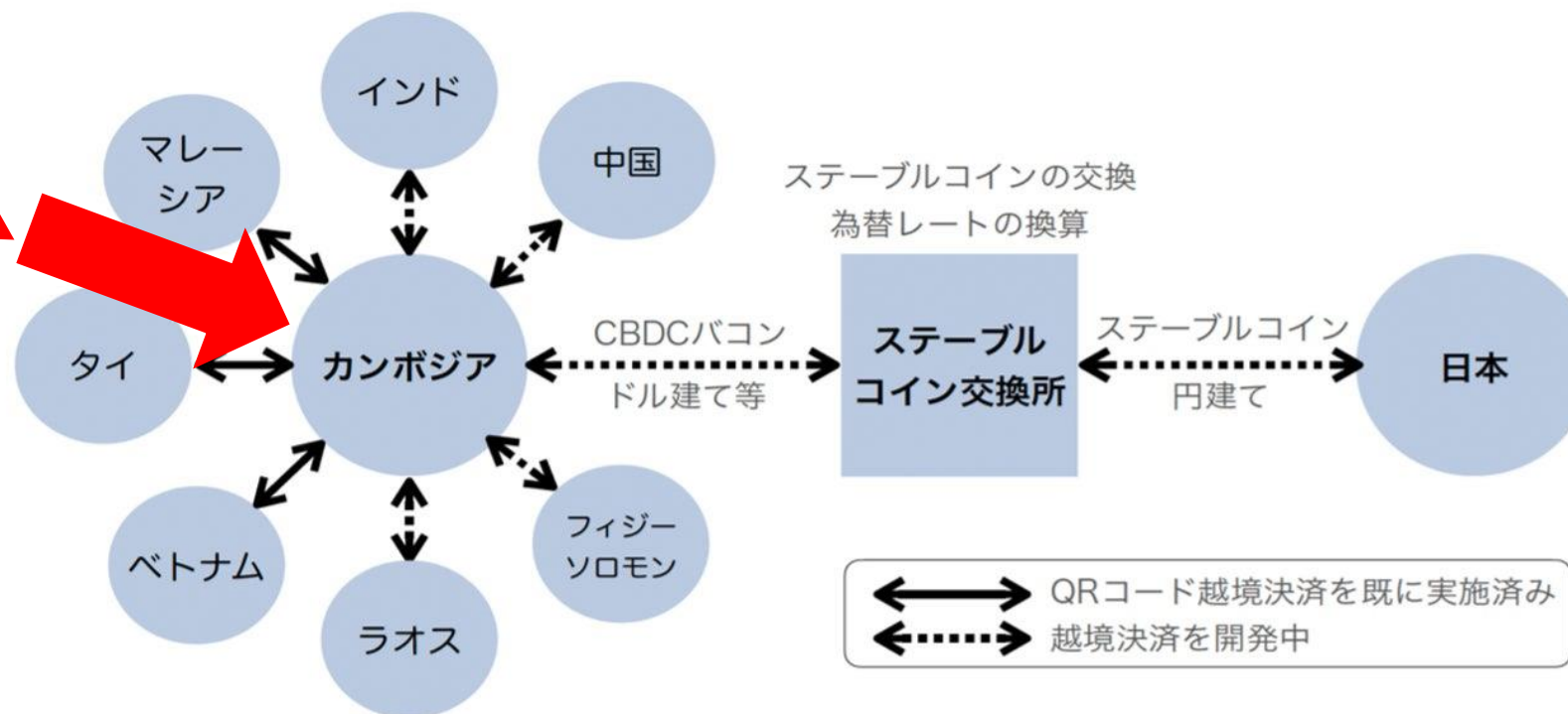
CBDC（中央銀行デジタル通貨）

とステーブルコイン経由で、日本と東南アジア各国との越境決済を実現

カンボジア
「**バコン**」
1000万人利用
人口の6割利用

CBDCとステーブルコイン経由で、日本と東南アジア各国との越境決済を実現

～クレジットカードを持たない層も各国のQRコード決済で越境ECに参加～

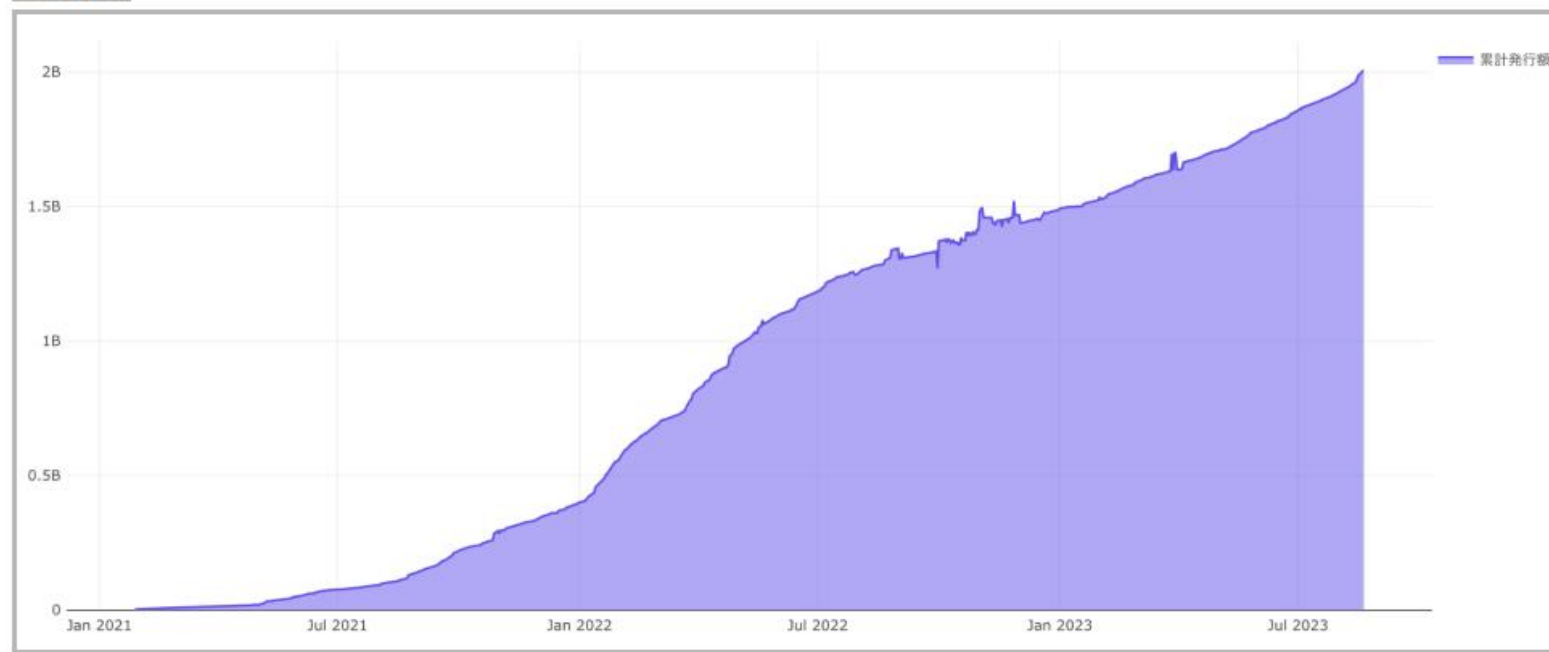


JPYCについて

日本円に連動されたステーブルコイン「JPYC」を発行

JPYC(ジェーピーワイシー)株式会社

■前提



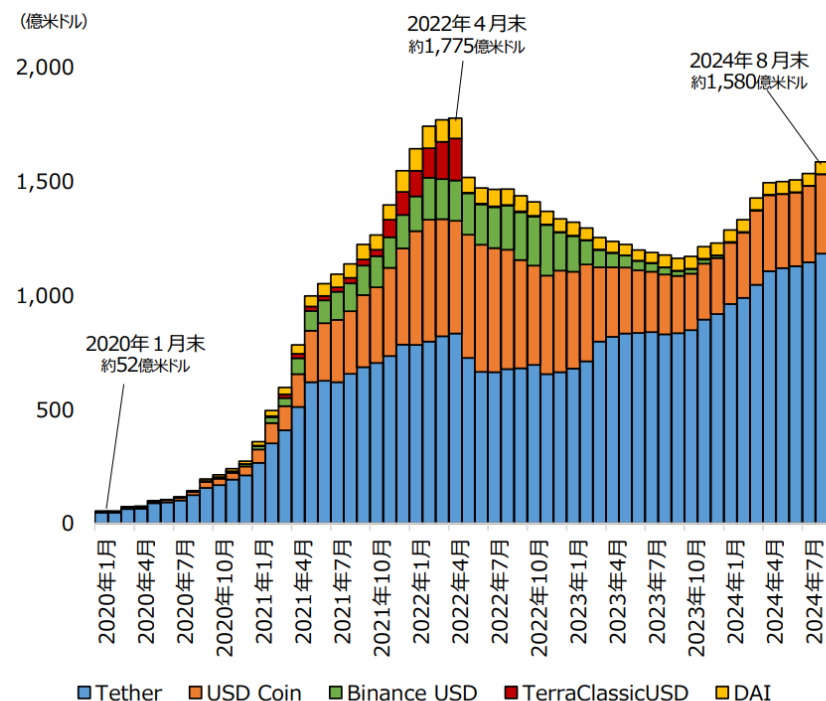
2023年8月、JPYC株式会社の日本円ステーブルコイン「JPYC」が累計発行額20億円を突破するという大きな節目を迎えました。この実績は、6月に施行された改正資金決済法の影響を受け、日本円ステーブルコインへの関心が急上昇する中で、一つの大きな節目となりました。多くの企業やグループがステーブルコインの発行に名乗りを上げる中、JPYCは日本の先駆けとなるステーブルコイン企業として2021年1月から、前払式支払手段を活用して「JPYC」を発行してきました。

その先駆けとしての取り組みと成果を、ここで事前に共有したいと考えております。

世界のステーブルコインの現状

- ステーブルコインの規模は2020年以降に急速に拡大し、現在、暗号資産を含む市場規模全体の少なくとも約8%以上を占めている。

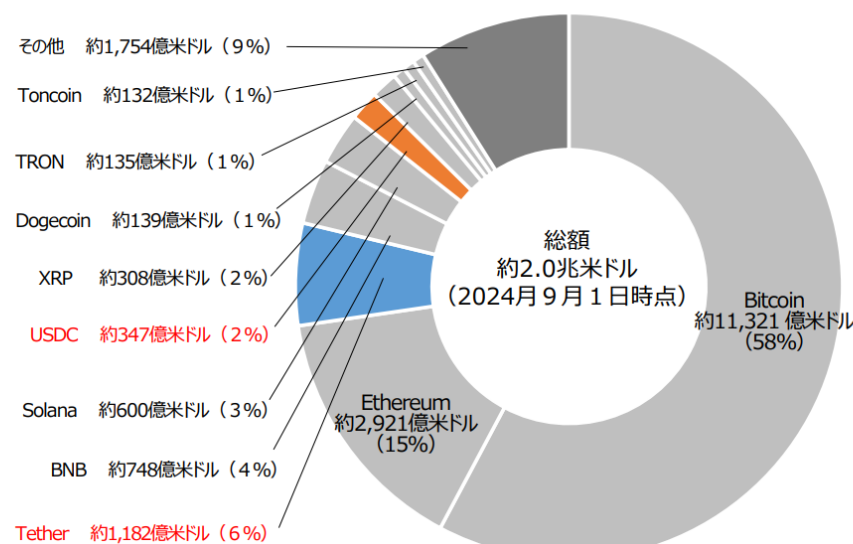
主なステーブルコインの時価総額推移



(注) ウェブサイトに掲載されている暗号資産において、2024年8月31日時点でカテゴリが「ステーブルコイン」と分類されているものについて、時価総額上位10種類を集計。

(出典) CoinMarketCap (2024年8月31日時点)

ステーブルコインが暗号資産等の市場に占める割合



(注1) ウェブサイトに掲載されている暗号資産・ステーブルコインのうち、2024年9月1日時点の時価総額1~100番までを集計。(11番~100番は「その他」に集約。)

(注2) 赤字は「ステーブルコイン」。なお、「その他」にも「ステーブルコイン」が含まれる。「ステーブルコイン」の分類はウェブサイトの記載に基づく。

(出典) CoinMarketCap (2024年9月1日時点)

民間ウェブサイト (CoinMarketCap) の情報に基づき作成した参考資料である。記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではない。

投資会社のバーンスタイン（Bernstein）予測2023/8/10

5年後ステーブルコイン市場



金融行政方針（2024年8月30日公表）（抄）

- I. 金融のメカニズムを通じて持続的な成長に貢献する
 - 3. デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応
 - (1) 生成AIやフィンテック等の新たな展開に向けた対応

金融分野においても、生成AIをはじめとするAIは業務効率化や新たな金融サービスの創出等を通じた生産性向上につながることが期待される一方、利用者保護や金融システムの安定・信頼の確保の観点から潜在的なリスクも指摘されている。こうした点を踏まえ、金融機関における健全かつ効果的なAIの積極的な利活用を慫慂するためのディスカッション・ペーパーの策定を行う。また、リスク分析や金融機関に対するモニタリングへのAIの利活用など、金融庁自身における健全なAI利活用も検討する。さらに、AIを含むデジタル技術の利用に関する利点を十分に踏まえつつ、リスクへの対応に関する国際的な議論にも貢献する。

また、送金・決済・与信サービス等の利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について制度面も含めた検討を行う。あわせて、「FinTechサポートデスク」や「FinTech実証実験ハブ」を通じて、国内外フィンテック企業の新規参入やフィンテック企業等の先進的な取組を支援するほか、フィンテック企業との連携等を通じた金融機関のデジタルトランスフォーメーション（DX）等を後押しするため、積極的な情報発信等に取り組む。



2024(令和6)年9月

2024 事務年度金融行政方針

実績と作業計画

(2) 暗号資産取引等や Web3.0 の健全な発展

環境整備

【昨事務年度の実績】

- ステ이블コイン（電子決済手段等）の円滑な発行・流通に向けた環境整備として、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業について、登録制度を導入し、希望事業者の事前審査を開始した。また、ステ이블コインに関する自主規制機関の認定に向けて日本暗号資産取引業協会（JVCEA）と協議を行った。

【本事務年度の作業計画】

- ステ이블コインの円滑な発行・流通に向けた環境整備が進むよう、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業の登録審査に関し、希望事業者との対話を円滑に実施するなど、迅速な登録審査を進める。

5 電子決済手段が税務に与える影響

デジタル資産

取引実態

電子決済手段

ステーブルコイン

暗号資産

セキュリティトークン

NFT

暗号資産取引

デジタル証明書

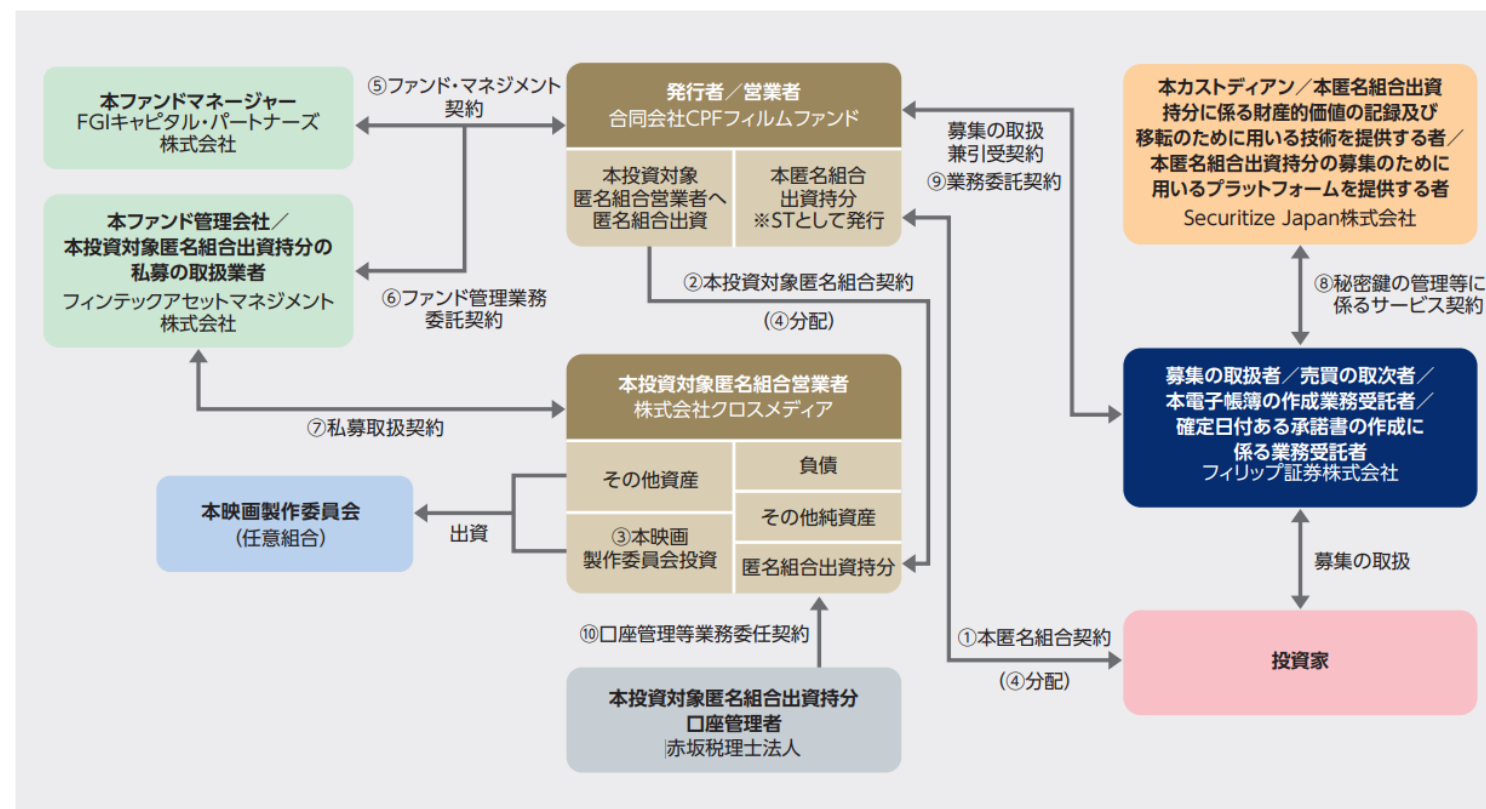
ブロックチェーンゲーム

ウォレット

税



デジタル化された証券 セキュリティ・トークン (ST)
映画デジタル証券 出資のご案内



電子決済手段

- 送金・決済手段になる
- 電子決済手段が同額の現金で払戻可
- 全額が保全されている
- 今後の流通性が期待できる

現金・要求払い預金と同様の評価

所得税法施行規則の一部を改正する省令要旨

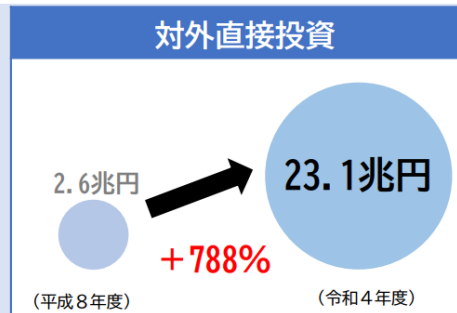
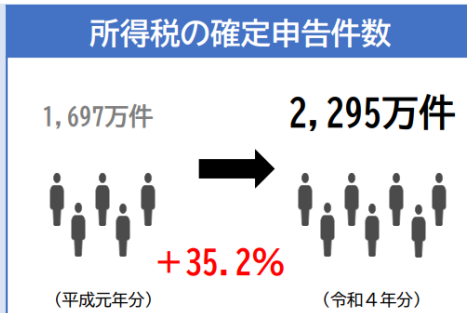
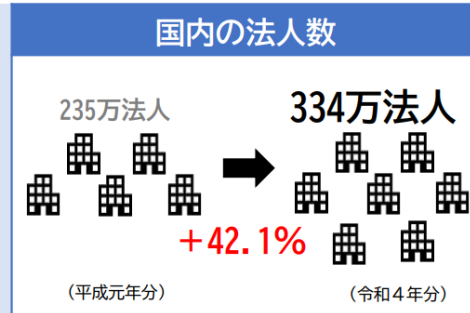
給与等に係る源泉徴収において国外居住親族に係る扶養控除に相当する控除等の適用を受けようとする居住者が給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等をすべき書類の範囲に、**電子決済手段等取引業者の電子決済手段**の移転によって当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類等を加えることとする。（第73条の2関係）

株式等の譲渡の対価の受領者等の告知制度について、資金決済に関する法律に規定する特定信託受益権の譲渡の対価（金銭に限る。）の支払を受ける場合における国内に住所を有しない個人等が当該対価の国内における受領に関する委任契約を締結しているときの特例に係る当該対価の支払をする者の範囲に**電子決済手段等取引業者**を加えることとする。（第81条の20関係）

税務行政を取り巻く環境の変化

経済社会のデジタル化・国際化により税務行政を取り巻く環境はますます複雑・多様化が進展するなか、国税当局の職員数や予算額は必ずしもそれに対応する規模で増加していない状況。

税務行政を取り巻く環境



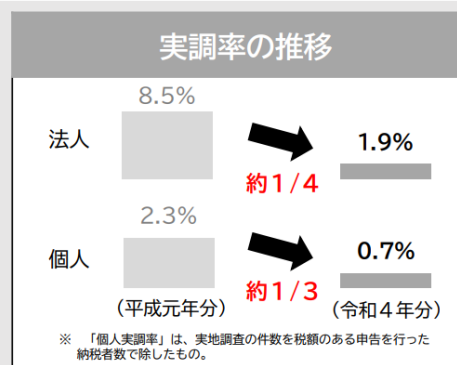
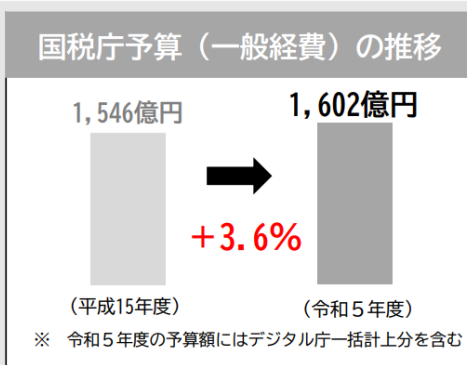
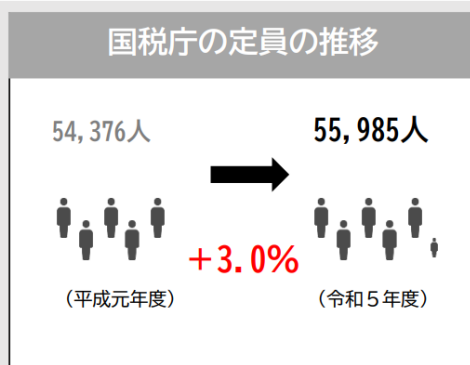
【経済のデジタル化の一例】

- ・プラットフォームを介したシェアリングエコノミー・ギグエコノミーなど、働き方や収入の多様化
- ・暗号資産取引の活発化
- ・デジタル技術の進展による国際的な経済活動の多様化等



経済の環境変化による
税務行政上の課題

国税当局



6 暗号資産（仮想通貨）の税務調査最新情報

暗号資産の实地調査件数 令和4事務年度 6 1 5 件（前事務年度 4 4 4 件）

1件あたりの暗号資産の調査申告漏れ所得金額 3,0 7 7 万円 富裕層 3,3 3 1 万円

1件あたりの追徴税額 1,0 3 5 万円 富裕層 1,0 6 8 万円

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

事務年度等 項目		3 事務年度	4 事務年度		4 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
				対前年比	
調 査 件 数 件		444	615	138.5%	35,751
申告漏れ等の非違件数 件		405	548	135.3%	31,271
申告漏れ所得金額 億円		162	189	116.7%	5,204
追 徴 税 額 億円		53	64	120.8%	980
一 件 当 た り	申 告 漏 れ 所 得 金 額 万円	3,659	3,077	84.1%	1,456
	追 徴 税 額 万円	1,194	1,036	86.8%	274

○ 富裕層に対する調査の状況

事務年度等 項目		3 事務年度	4 事務年度		4 事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
				対前年比	
調 査 件 数 件		2,227	2,943	132.2%	35,751
申告漏れ等の非違件数 件		1,963	2,533	129.0%	31,271
申告漏れ所得金額 億円		839	980	116.8%	5,204
追 徴 税 額 億円		238	183	76.9%	980
一件当たり	申告漏れ所得金額 万円	3,767	3,331	88.4%	1,456
	追徴税額 万円	1,067	623	58.4%	274

出典：国税庁 令和4事務年度 所得税及び消費税調査等状況

令和2年度税制改正で、暗号資産デリバティブ取引 (暗号資産の証拠金取引) が**支払調書**の提出対象

令和 年 分 先物取引に関する支払調書 (暗号資産デリバティブ取引用)

先物取引の 差金等決済 をした者	住 所 (居 所)										
	氏 名						個 人 番 号				
先 物 取 引 の 種 類		決 済 の 方 法	決 済 損 益 の 額		手 数 料 等 の 額		決 済 年 月 日				
			千 円		円						
数 量	決 済 時 の 約 定 価 格 等				限 月 等						
先 物 取 引 の 種 類		決 済 の 方 法	決 済 損 益 の 額		手 数 料 等 の 額		決 済 年 月 日				
			千 円		円						
数 量	決 済 時 の 約 定 価 格 等				限 月 等						
先 物 取 引 の 種 類		決 済 の 方 法	決 済 損 益 の 額		手 数 料 等 の 額		決 済 年 月 日				
			千 円		円						
数 量	決 済 時 の 約 定 価 格 等				限 月 等						
(摘要)											
商品先物取引 業者又は金融 商品取引業者等	所 在 地										
	名 称	(電話)				法 人 番 号					
整 理 欄		①				②					

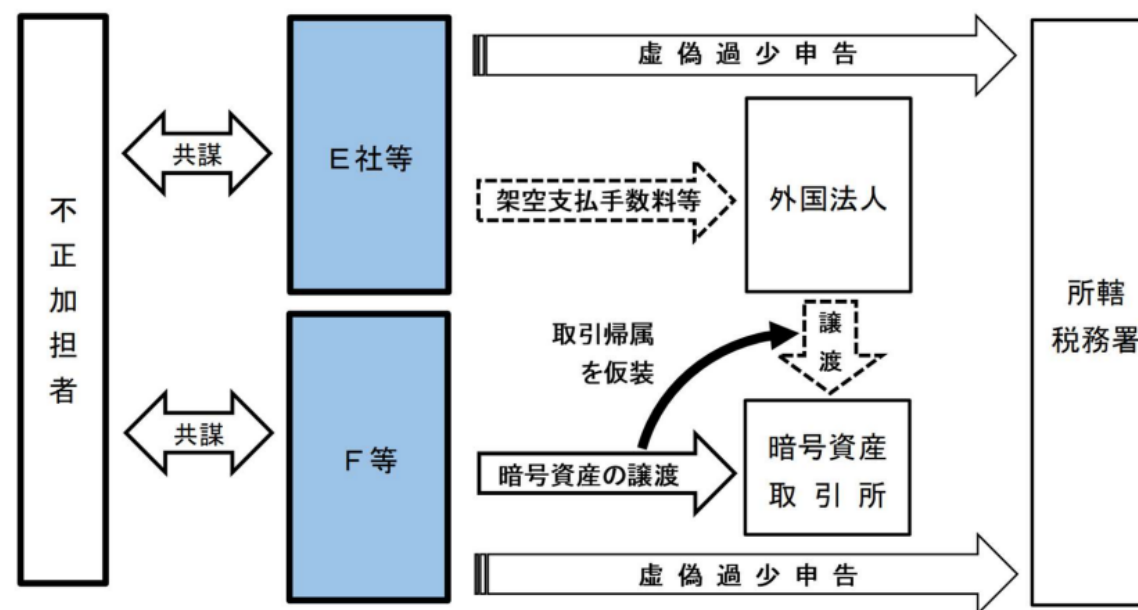
○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号(12桁)を記載する場合には、右詰で記載します。

トピック5 外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案を告発

不正加担者が日本における代表者を務める外国法人を利用し、法人税又は所得税を免れた国際事案を多数告発しました。

【事例】

E社及びF等は不正加担者と共謀し、同人が日本における代表者を務める外国法人に架空の支払手数料等を計上する、あるいは暗号資産を取引所で譲渡した取引の主体を外国法人に仮装する方法などで、法人税又は所得税を免れていたとして、各納税義務者のほか、不正加担者についても併せて告発しました。



令和5年度 査察の概要（令和6年6月公表）

(1) 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目 \ 年度		令和 元	2	3	4	5
着手件数	件数	150	111	116	145	154
	処理件数(A)	165	113	103	139	151
	告発件数(B)	116	83	75	103	101
	告発率(B/A)	70.3%	73.5%	72.8%	74.1%	66.9%

(2) 脱税額の状況

項目 \ 年度		令和 元	2	3	4	5
脱税額	総額	11,985	9,050	10,212	12,760	11,980
	同上1件当たり	73	80	99	92	79
	告発分	9,276	6,926	6,074	10,019	8,931
	同上1件当たり	80	83	81	97	88

(注) 脱税額には加算税額を含む。

検察庁に告発した件数は101件、脱税総額（告発分）は89億円 悪質な脱税者に対して厳正な査察調査を実施し、101件を検察庁に告発。

告発した査察事案に係る脱税総額は89億円であり、1件当たりの脱税額は88 百万円、告発率は66.9%パーセント。

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保

- ① 高級車両の購入
- ② 有価証券等への投資
- ③ **暗号資産の購入**
- ④ 競馬や海外カジノ・ネットカジノ等のギャンブル
- ⑤ 飲食等の交際費・遊興費

- 国外送金等に関するお尋ね
 - ①送金・受領年月日、②送金額、③送金の相手先等
- 共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和2 事務年度		令和3 事務年度		令和2 事務年度		令和3 事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	16	1,473,200	17	1,644,896	12	529,864	12	536,650
北米・中南米	19	117,291	20	216,480	13	43,354	16	40,744
欧州・NIS諸国	40	313,587	43	325,978	39	73,074	42	67,976
中東・アフリカ	12	2,818	14	313,310	6	4,266	7	6,424
合 計	87	1,906,896	94	2,500,664	70	650,558	77	651,794

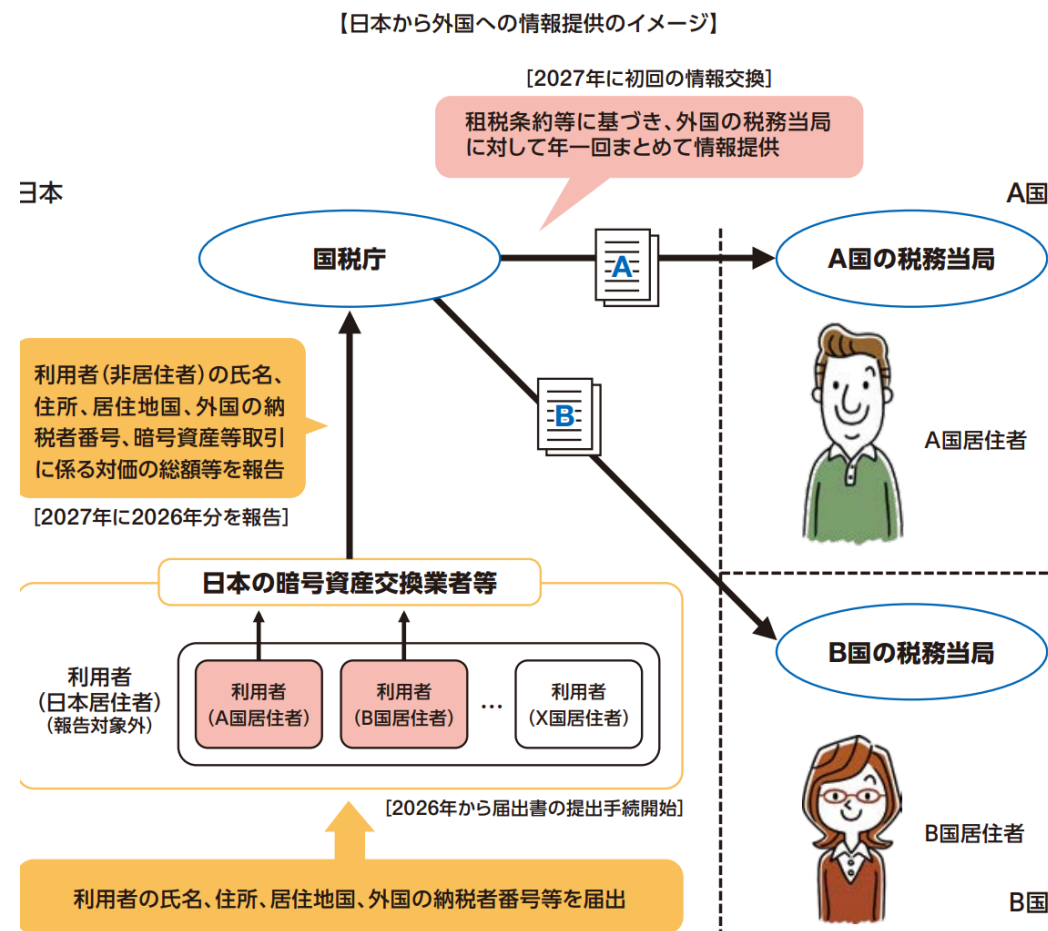
参照：国税庁レポート2023 P44

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、外国法人から得た役員報酬の申告漏れを把握するとともに、それを原資とした資産運用により得た配当所得が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実を把握

暗号資産等報告枠組み (Crypto-Asset Reporting Framework)

非居住者の暗号資産等に係る取引情報を、国内の暗号資産取引業者等が税務当局に報告することを義務付ける制度



大阪不服審判所 裁決番号令030028 令和4年 1 月 7 日採決

【採決要旨】

請求人は、請求人が行う暗号資産のマイニング（以下「本件マイニング」という。）に係る所得は、本件マイニングについて①人的・物的設備を備え、②自己の危険と計算による企画遂行を行い、③精神的・肉体的労力を費やしていることから事業性は認められ、また、本件マイニングの開始に当たり、マイニングマシンを経営力向上設備等とする経営向上計画について中小企業経営強化法の認定を受けていることから、中小企業経営強化税制の目的に鑑みても、事業所得に該当する旨主張する。

しかしながら、本件マイニングは、①マイニングマシンの購入代金の完済を停止条件として、当該マイニングマシンの販売会社（N社）にマイニングの業務委託が行われ、②本件マイニングマシンの収益において最も重要な暗号資産の種別の選択権や市況環境を踏まえての停止や種別変更の判断もすべてN社に委ねられ、請求人は異議を述べる権限もうかがわれないし、③請求人は本件マイニングに係る損失も負担せず、その運営経費の内容・金額についても不知であることからすると、請求人が行う本件マイニングは、請求人がマイニングマシンの取得費用の限界で危険を負担してN社が主体となっていく本件マイニングから生じる利益の分配を受けるというものに等しく、その経済的実体はN社が行うマイニングへの投資に等しいといえることから、客観的、実質的にみて、請求人の計算と危険において独立して営まれる業務であるとはいえない。また、中小企業等経営強化法における経営力向上計画の認定を受けただけでは、租税特別措置法第10条の5の3《特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除》第1項に規定する特定経営力向上設備等「事業の用に供した」ことを充足することにはならない。

以上のことを踏まえると、本件マイニングに係る所得は事業所得ではなく雑所得に該当する。

令和5年度税制改正法案である「所得税法等の一部改正法案」及び「地方税法等の一部改正法案」

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正
(中小企業経営強化税制)

対象資産からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除きます。）の用に供する設備等でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外された上、その適用期限が令和7年3月31日まで2年延長されました。

最後に・・・。

本日は、ありがとうございました。

弊社は、社員税理士中川美佐子、租税訴訟補佐人の研修を修了し、租税訴訟の対応は、万全です。

講義に関するご質問、暗号資産（仮想通貨）の税務調査立会いなどの協働等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

たまらん坂税理士法人

〒186-0002

東京都国立市東2-8-2

TEL : 042-584-8358

Mail : tax@shinsakamoto.com